

湯沢市夢ある畜産経営ステップアップ支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

令和6年5月31日

告示第73号

湯沢市夢ある畜産経営ステップアップ支援事業費補助金交付要綱（令和4年湯沢市告示第99号）の一部を次のように改正する。

第11条中「翌年度の4月末日」を「3月末日」に改める。

別表1 繁殖用雌牛（外部導入）の増頭の項及び6 乳用初妊牛の増頭の項中「定額」を「12分の5以内」に改める。

別表中

「

9 自給飼料生産拡大における草地整備改良	12分の5以内	10a当たり25,000円
----------------------	---------	---------------

」

を

「

9 自給飼料生産拡大における草地整備改良	12分の5以内	10a当たり25,000円
10 自給飼料生産拡大における稲わら用保管庫の整備	12分の5以内	新築1m ² 当たり25,000円、補修2,500,000円以内

」

に、

「

10 耕畜連携における堆肥用散布機械の整備	12分の5以内	12,500,000円以内
11 耕畜連携における堆肥舎及び堆肥保管庫の整備	12分の5以内	新築1m ² 当たり25,000円、補修2,500,000円以内
12 新規就農者支援に要する経費		1から11に準ずる

」

を

「

11 耕畜連携における堆肥用散布 機械の整備	12分の5以 内	12,500,000円以内
12 耕畜連携における堆肥舎及び 堆肥保管庫の整備	12分の5以 内	新築1㎡当たり25,000円、補 改修2,500,000円以内
13 新規就農者支援に要する経費		1から12に準ずる

」

に改める。

附 則

この告示は、令和6年5月31日から施行する。